
平成30年 第5回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第3日)

平成30年9月11日 (火曜日)

議事日程 (第3号)

平成30年9月11日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑 (議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第54号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑 (議案第64号、議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第54号)

日程第2 議案の委員会付託

出席議員 (13名)

2番 組坂 公明君	3番 佐藤 裕宣君
4番 野鶴 修君	5番 竹永 茂美君
6番 岩淵 和明君	7番 鑓水 英一君
8番 熊懷 和明君	9番 中野 義信君
10番 佐藤 湛陽君	11番 上野 恭子君
12番 伊藤 善康君	13番 江藤 芳光君
14番 櫛川 正男君	

欠席議員 (1名)

1番 佐藤 茂和君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田籠 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を直ちに開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 議案質疑

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第64号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） おはようございます。住環境建設課、江島でございます。

議案書8ページをお願いいたします。また、別冊でお手元のほうに資料を準備しておりますので、御参照をお願いいたします。

議案第64号うきは市道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により、次のうきは

市道路線の認定について議会を議決を求める。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

下の表を御参照ください。認定。路線種別、その他。路線番号、1997。路線名、竹の町線でございます。起点、浮羽町朝田字竹の町29番1。終点、浮羽町朝田字竹の町29番15でございます。これにつきましては、開発に伴います市道の認定でございます。道路延長は91.8メートル、幅員につきましては5メートルの市道の認定となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第65号うきは市道路線の変更についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書9ページでございます。

議案第65号うきは市道路線の変更について。道路法第10条第3項の規定により、次のうきは市道路線の変更について議会の議決を求める。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

区域の変更でございます。路線の種別、その他。路線番号、1836。路線名、笹見田・越ノ地線でございます。変更前の起点、吉井町生葉字笹見田800番1。終点、吉井町生葉字越ノ地632番2。変更後、起点の変更がございます。吉井町生葉字笹見田799番8。終点につきましては、変更はございません。

この案件につきましては、現在、久留米県土整備事務所で施工しております大谷川通常砂防工事に伴い、市道のつけかえが必要となり、今回、市道の変更を行うものでございます。

変更前の市道の延長487.4メートルから、今回の起点の変更に伴いまして総延長24メートル短くなり、変更後の延長が463.4メートルとなるものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第67号浮羽老人ホーム組合の解散についてから議案第69号浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分についてまでは関連がありますので、一括して議題とします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） おはようございます。保健課でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

議案第67号から第69号につきましては、一括して御説明を申し上げます。

この3本の議案につきましては、うきは市と久留米市で構成いたします一部事務組合、浮羽老人ホーム組合の解散に係る議案でございます。

これまでの経過を少しお話しさせていただきますけれども、浮羽老人ホーム組合が運営しております養護老人ホーム「浮羽老人ホーム」につきましては、入所者の減少による措置費収入の減、これに伴い構成自治体でありますうきは市と久留米市が支出する負担金の増大、入所者の高齢化に伴うニーズの複雑化・多様化により、質の高いサービスの提供を維持することが困難になってきていること、施設の老朽化により修繕費が増大していることなどのさまざまな課題がございます。

これらの課題を解決するために、平成27年8月に設置をいたしました浮羽老人ホームのあり方検討委員会における1年半余りにわたる検討の結果、浮羽老人ホーム組合を解散し、浮羽老人ホームを民営化することが最も妥当な解決策であるという方針を決定いたしまして、構成団体である久留米市とこれまで協議を重ねてまいりました。

市の方針並びに民営化に向けた協議の経過等につきましては、これまで逐次、市議会全員協議会において報告を申し上げてきたところでございます。このたび、来年4月1日の民営化に向け、関係議案を上程させていただく運びとなりましたので、議案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、議案書13ページでございます。

議案第67号浮羽老人ホーム組合の解散について。

地方自治法第288条の規定により、平成31年3月31日限り、浮羽老人ホーム組合を解散する。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由は、浮羽老人ホーム組合が共同処理する養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務を廃止した上で、当該施設を民営化するため、浮羽老人ホーム組合を解散することについて、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。うきは、久留米両市で構成する一部事務組合を解散する場合は、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体において事実上の協議を行った上で、地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経て県知事に届け出をしなければならないとされておりますので、両市それぞれ9月議会に議案を提出し、議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案書14ページをお願いいたします。

議案第68号浮羽老人ホーム組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、浮羽老人ホーム組合規約の一部を別紙のとおり変

更する。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由は、浮羽老人ホーム組合の解散に伴う解散後の事務の承継に関し、地方自治法施行令第218条の2の規定により、浮羽老人ホーム組合規約に特別の定めをするため、当該規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、15ページをお願いいたします。

新旧対照表をお配りしておりますけれども、4ページでございます。

浮羽老人ホーム組合規約の一部を変更する規約。

浮羽老人ホーム組合規約の一部を次のように改正する。第12条を第13条とし、第5章中、同条の前に次の1条を加える。第12条、組合が解散した場合においては、うきは市がその事務を承継する。附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による知事の許可の日から施行する。

浮羽老人ホーム組合の規約には、現在、組合解散を想定した手続規定がございませんので、組合解散後の事務の承継について、組合規約に明記をする必要があります。そのために、関係地方公共団体の議会の議決を経て県知事の許可を受ける必要がございますので、先ほどの組合解散の議案と同様、うきは市、久留米両市におきまして、9月議会に提案し、議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案書16ページをお願いいたします。

議案第69号浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市の協議の上、定めるものとする。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由は、浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について定めるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次のページ、17ページをお願いいたします。

浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議書でございます。浮羽老人ホーム組合の財産につきましては、うきは市が全て所有をすることとし、土地及び建物については両市の負担金割合に応じて精算を行うこととしております。精算方法につきましては、土地の鑑定評価額から建物の解体工事費を差し引いた金額に負担金の割合を乗じた金額とすることとしております。結果といたしましては、マイナス精算となりまして、久留米市がうきは市に554万1,000円を支払う形で精算を行うことといたしております。

一部事務組合が財産処分を行うときは、関係地方公共団体において事実上の協議を行った上で、関係地方公共団体の議会の議決を経て行う協議により、これを定めるとされておりますので、さきの2議案と同様、うきは、久留米両市におきまして、9月議会に提案をして議決をお願いする

ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑は、議案番号を言って質疑してください。質疑はありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 議案番号と言われたら、ちょっとわからない。

確認なんですけど、この浮羽老人ホームが、今度、民営化されるということで、これにあっても入所にあっては、何か入所する条件みたいなのは今までどおりなんですか。何か所得制限とか、そういったのがあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、入所者が減少に伴って民営化するというので、今度、民営化される所、水月さんやったですかね、ということですが、仮に条件が一緒だったなら、そこに入るのも人数がえらい少なくなるんやなかろうかと思って、そのところはどうかというのをちょっとお伺いしたいんですけど。2点、よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 養護老人ホーム民営化後も、これまでと同様、市の措置により入所になりますので、条件等は変わりはありません。これまでと同様でございます。

それから、今回、民営化する理由の1つとして、入所者の減少というのが理由でございますけれども、今度、受託をしていただきます法人のほうは、現在、特別養護老人ホームを市内で経営をしておりますけれども、特別養護老人ホームと養護老人ホーム入所対象者、そもそも対象者が違いますので、現実問題、今、養護老人ホームに入所されている方、本来は介護等は必要のない方が当初入所する方なんですけれども、高齢化に伴って年々介護が必要になっている方が多くを占めてくるようになっております。実際、介護保険を利用されている方も多くいらっしゃいますので、そういった方が将来、要介護が3とか4とか5になって、養護老人ホームでの入所が厳しい状態になれば、特別養護老人ホームへの入所というようなことも考えられるかなと思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 今の条件で入所者はふえるのかという。

○保健課長（原 廣正君） 今度、定員を10名減員いたしますけれども、入所者については、毎月、入所判定委員会を定期的に行っておりますけれども、入所希望は少のうはございません。結構数はいらっしゃいますので。先日も5件、入所判定委員会を行いまして5人の入所を決定いたしましたけれども、それとあわせて退所者もいらっしゃるということで、プラスマイナスで今後の見込みで今現在40名程度は最低でも維持できるかなということで、定員を45名に今回、10名減らして45名ということで予定をしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで議案第67号から議案第69号までの質疑を終わります。

次に、議案第70号市有財産の貸付けについてと議案第71号市有財産の貸付けについては関連がありますので、一括して議題とします。

説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 議案第70号と第71号は、浮羽老人ホーム民営化後の市有財産の貸付けに関する議案でございます。

まず、18ページ、議案第70号をお願いいたします。

議案第70号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

貸し付けする財産の表示、次のページの土地建物一覧表のとおりでございます。貸付けの相手方、三井郡大刀洗町大字高樋1245番地1、社会福祉法人ふたば会理事長、久保山久義。貸付けの目的、施設の移転整備の間、養護老人ホーム運営のための土地・建物として貸し付けるものでございます。貸付けの期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。

本議案は、既存施設財産の無償貸し付けに関する議案でございます。浮羽老人ホーム民営化後の平成31年4月1日から1年間は、現在の施設を利用して法人が養護老人ホームの運営を行うこととなりますけれども、この間、その施設を無償で貸し付ける議案でございます。浮羽老人ホーム組合の解散に伴う財産処分により、市有財産となります土地・建物を無償で貸し付けるためには、地方自治法第96条第1項第6号に規定される適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合に該当いたしまして、議会の議決が必要となりますので、本議会に上程し、議決をお願いするものでございます。

次のページ、19ページをお願いいたします。

貸し付ける土地につきましては、全部で7筆、総面積4,887.34平米で、そのうち2筆は鉱泉地でございます。建物につきましては、3棟、延べ床面積1,824.69平米となっております。施設本体は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、一部平屋となっております。建築年は昭和55年でございます。

続きまして、議案書20ページをお願いいたします。

議案第71号市有財産の貸付けについて。

市有財産を次のとおり無償で貸し付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定によ

り、議会の議決を求める。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

貸付けする財産の表示。貸し付ける土地の所在地は、うきは市吉井町福永70番7。地目、宅地。面積、496.55平米。もう一筆、うきは市吉井町福永72番1。地目、宅地。面積、1,426.35平米。合計1,922.90平米。ここは、うきは市と畜場跡地用地でございます。貸付けの相手方、三井郡大刀洗町大字高樋1245番地1、社会福祉法人ふたば会理事長、久保山久義。貸付けの目的、養護老人ホーム施設の移転整備用地として、運営開始までの間、貸し付けるものでございます。貸付けの期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとなります。

本議案は、浮羽老人ホームの民営化後の平成31年4月1日から1年間、法人が市有地に新たに施設を建築する期間につきまして、法人に無償で貸し付ける議案でございます。

建物は、法人が平成31年度中に建築し、32年4月1日より、その建物で養護老人ホームの運営を開始することになります。市有地であります、うきは市と畜場跡地用地を無償で貸し付けるために、地方自治法第96条第1項第6号に規定される適正な対価なくしてこれを貸し付ける場合に該当し、議会の議決が必要となりますので、今議会に上程し、議決をお願いするものでございます。

なお、32年4月1日の運営開始後からの土地貸付けにつきましては、うきは市使用料条例に定める算定基準により、年額95万1,800円で15年間の有償貸し付けとすることといたしております。

以上で、議案第70号と第71号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで議案第70号、議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第54号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。なお、財源組みかえのみの項については、質疑のみ行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） おはようございます。

それでは、平成30年度補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第54号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,797万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ173億1,562万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。平成30年9月7日提出。うきは市長高木典雄。

8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

10款2項、学校施設環境改善事業の御幸小学校南校舎大規模改造工事費等で1億8,898万1,000円を計上しております。国の学校施設環境改善交付金の交付決定を受け、9月補正予算に予算を計上させていただいているものになります。工期が来年の夏休み期間まで必要になってまいりますので、工事請負費及び管理業務委託料について繰越明許費を設定するものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正でございます。次の2件を追加しております。

1件目は、町並み交流館商家指定管理料でございます。本年度末の指定期間満了に伴いまして、平成31年度から3カ年間の指定管理を行うものになります。なお、本年度中に事業者の選定及び契約を行う必要がありますから、期間の開始年度は平成30年度となっております。限度額は、当該協定書に基づく指定管理料相当額としております。

次に、滞在型交流施設注連原住宅指定管理料でございます。現在、注連原村づくり会が指定管理を行っているものになります。期間、限度額は、商家指定管理料と同様になっております。

続いて、9ページでございます。

第4表、地方債補正になります。

まず、追加分として、学校教育施設等整備事業、限度額5,320万円、公共土木施設災害復旧事業、限度額3,720万円を計上しております。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

次に、変更分として、3件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

1件目が、合併特例事業で8,820万円を増額して、限度額を13億2,790万円とするものです。

次に、公共事業等債で200万円を増額して、限度額を1億1,590万円とするものです。

最後に、臨時財政対策債で4億1,000万円を減額して、限度額をゼロ円とするものでございます。増減の内容につきましては、歳入21款市債のところの説明をさせていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 1つだけちょっとお尋ねしたいと思います。

8ページの債務負担行為の補正についてでありますけれども、ちょっとこの間ずっと気にはなっているんですけども、限度額の金額が書かれていない。この間、ずっと見ていて、記載されていないのが多い。基本的には、自治法上は書くべきではないかというふうに、書けとは書いてないんですけども、本来書くべきものであると思うんですね。そこをきちんとルールとして可能な限り実施していただきたいというのが私の要望ですけれども、お考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 債務負担行為の限度額に関する御質問でございますけれども、債務負担行為の補正に関しては、事項、期間、限度額を記載するのが原則ということになっておりまして、金額の表示の困難なものについては文言で表示してもよいというふうに決められております。今回の追加分2件につきましては、いずれも公募を行うものでございまして、今後、募集要項等定める中で、指定管理料の限度額を検討させていただきたいと思っております。その検討内容については、また全員協議会等で御説明をしてみたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そうすると困難なものということになるんですけど、その困難な理由をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 募集要項等定めていく中で、必要とされるサービス、求めるサービスというものが検討されることになると思います。その中で、指定管理料の金額も多少ふえてくるケースもあろうかと思っております。そういうことに対応するために、この時点では指定管理料相当額という表現で議決をいただきたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっとしつこいようですけれども、そういう意味で言うと、指

定管理をするに当たって、こういう内容の指定管理をするんだという概要が決まってないということなのか、概要は決まっているけども動きが結構ある、その辺は上限の幅があるとは思いますが、いづれにしても行政が想定している指定管理の状態について、ここに金額を書くというのが原則だというふうに私は思うんですね。だから、そこはきちんと大事にしてほしい。だから提案する際に、その判断ができる材料を私たちに提供していただく。これが議会に対する提案の仕方ではないかというふうに思いますので、ぜひともお願いをしたいと。今後、この指定管理について、可能な限り明らかにしていただきたいというのが要望です。再度お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） これまでの対応については、今、御説明を申し上げたとおりでございます。確かに議員のおっしゃる点も、御指摘も理解できますので、そのあたりは再度検討した上で対応を図ってまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） お尋ねします。

それでは、今、岩淵議員が指摘されました、この2つの債務負担行為の限度額ですが、平成29年度まで、恐らく3年間、いわゆる前回受けたときの指定管理料それぞれの金額を教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上でございます。

指定管理料につきましては、注連原住宅のほうは年額31万2,000円、町並み交流館商家につきましては54万9,000円でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 26ページをお開き願います。

2款1項7目財政調整基金費、補正額3億5,450万円。平成29年度繰越金が、翌年度への繰越財源を除きまして7億899万7,000円で確定をしております。その2分の1に相当する額を減債基金に積み立てるものでございます。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） うきはブランド推進課、樋口でございます。

2款1項9目地域活性化推進費でございます。こちらは、当初予算で4,500万円を計上しておりました市の補助事業、個性あるまちづくり事業費補助金につきまして、前期、後期と分けて今年度、公募を行ったところでございますが、予定しておりました件数よりも多くの——件

数といたしますか、金額よりも多くの提案がございまして、委員会で審査していただきましたところ、採択となっておりますので、その差額というか、超過した額670万8,000円を追加で補正予算として計上しておるものでございます。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 続きまして、16目地方創生推進費3,135万円の増額補正になります。平成30年度第2回地方創生推進交付金の交付決定を受けまして、「うきは」まるごとサテライトワーク推進プロジェクト事業として実施をするものでございます。予算は、3つの課の所管となりますが、私から一括して説明をさせていただきます。御質問には各所管課長がお答えをさせていただきますと思いますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

人生100年時代を迎える中、政府においても働き方改革が進められております。都市部の企業では、働き方改革の一環として、社員への副業や勤務地の選択制が認められるなど、働き方、働く場所の選択肢が広がり、その場所を地方へ求めていく流れが加速することが見込まれております。そのような背景にあって、本市が地方勤務を選択する際の選択肢となり得るために、また、遊休施設の活用や、広くは地域住民との交流による新たなうきはの魅力の再発見となる機会を創出することを目的に事業を行うものでございます。

それでは、予算の具体的内容について、順不同になりますが、今から説明をさせていただきます。

まず、生涯学習課の所管で、13節委託料のうち、鏡田屋敷テレビ会議システム等導入委託料550万円、それから15節工事請負費、鏡田屋敷オフィス環境機能整備工事費200万円、18節備品購入費、鏡田屋敷オフィス環境機能備品購入費350万円。以上、鏡田屋敷にオフィス機能を構築するための費用として、合計1,100万円を計上いたしております。

次に、企画財政課所管で、13節委託料のうち、遊休施設等マッチング事業委託料として700万円を計上しております。これは、都市部の企業などで地方勤務や地方の遊休施設等を活用した事業展開を検討している企業とうきは市とのマッチングを行うとともに、地域住民の意向調査や合意形成の場を設定して、具体的な活用に結びつけるための業務委託になってまいります。

次に、ブランド推進課の所管で、働き方改革に資するトップセールス事業として、9節旅費、普通旅費105万円及び11節需用費、消耗品費65万円のうち15万円、14節使用料及び賃借料、会場借上料15万円、計135万円を計上しております。これは、働き方改革において地方勤務を検討している東京等に本社がある国内外の企業を市長が直接訪問をして説明する、あるいは首都圏で開催をされるセミナー等に参加をするなどして、具体的な誘致につなげるための予算になってまいります。

次に、同じくブランド推進課の所管で、13節委託料に宿泊型ワークショップ運営事業業務委託料として500万円を計上しております。これは、うきは市を勤務地として指定できる可能性

がある企業担当者を招聘して、ワークショップであるとかお試し勤務の開催を行うための委託事業になっております。

次に、同じくブランド推進課所管になりますが、13節委託料のうち、インターネット予約環境システム構築委託料300万円、インターネット予約環境システム保守委託料30万円及び消耗品のうち50万円、計380万円をインターネット予約環境システム構築事業として計上しております。これは、企業等が安心して仕事ができるようにセキュリティー能力が高いインターネット環境を整え、施設等の予約を24時間365日受け付け可能なホームページを構築して、仕事ができる環境づくりを進めるための予算になっております。

最後に、うきはブランド推進課の所管で、13節委託料にU-B i C改修設計委託料として320万円を計上しております。これは、人生100年時代における市民向けリカレント教育、学び直し教育や育児後の就業サポート、さらには2020年の教育指導要領改定に向けたプログラミング教育に対応できる教室開催等の機会創出の取り組みとして、U-B i Cの改修を行うものです。今回は、そのうち設計委託料を計上しております。

以上、全体で3,135万円の予算を計上させていただいております。このうち2分の1、1,567万5,000円が地方創生推進交付金になってまいります。

なお、当該事業につきましては、平成30年度から32年度までの3カ年事業として計画しております。単に都市部から企業を呼び込むだけでなく、本市の基幹産業である農業のIT化であるとか、後継者不足に対応するような開発、地域行事あるいは商品プロモーションなどの点で企業の知恵を拝借するなど、相互のウイン・ウインの関係性、いわゆる関係人口の創出にも寄与できる事業と考えております。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 9番、中野ですが。

地域活性化推進費ですね、4,500万円当初であった。それを今度追加で670万8,000円ということになっておりますが、これは今回の災害の中で大石放水路の関係の修繕費はこの中に入るわけですかね、それとも別な項になるとですかね。ちょっとお尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） この個性あるまちづくり事業補助金の案件ということで回答させていただきますと、今回、30年度前期に3件提案がございました。また、30年度後期につきましては6件提案がございました。おっしゃる放水路の整備費としてではありませんが、関連したものといたしまして、30年度後期に西高見の会さんからパークゴルフ場改修事

業という名前でパークゴルフ場の改修の部分につきましては、そういった提案がなされて、委員会で審査の結果、採択していいんじゃないかという結論になってございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 総務委員会ですね。中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 総務委員会ですけれどもね、総務委員会には市長は出らんでしょう。だから、市長に私はお尋ねしたいと。その西高見からの要請があつとる分をですね。

大事なことは、今後また災害が起きた場合が、その対応がどうなるのかですね。そこら辺をはっきりしとかんと、総務委員会で検討するときに、えらい重要なことだというふうに思いますから。全協の中でも、私が申し上げておりました、担当課長なりに、市長が、今後この災害がまたあったときにどういうふうな対応をするのかということで、やっぱり委員会の中でも話が出てくると思いますので、そこら辺のところを、市長の考えを言うていただかんと、総務産業委員会の中で検討するときに市長がおればいいわけですけども、ほとんどおられんというふうに思いますから質問をしておるんです。ですから、市長の考えをお尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の7月6日の豪雨災害で、大石放水路については大変な土砂流出被害を受けたところであります。この場所については、寿橋から直下流、花火大会の駐車場会場、そしてその下流にヤングラガーズさんが利用されているラグビーの練習場、そしてその下に西高見の会の皆さんがやられているパークゴルフ場と、3つの機能の施設が甚大な真砂土の流出によって大きな被害を受けております。

そもそもこれに至った原因であります、昨年も同じような大雨で、実は土砂が堆積した経緯があります。そのときは、パークゴルフ場、そしてヤングラガーズさんのラグビー練習場については、管理をされている皆さんが人海戦術で復旧をされたわけですが、その上手であります花火大会の駐車場については、昨年も御案内のように7月28日の花火大会を延期して、クリスマス時期に花火大会を実施したわけですが、このクリスマス時期の花火大会の開催に向けて、私ども市のほうで、実はその駐車場を整備するに当たって真砂土、ちょうど昨年は朝倉でああいう被害が起きましたので、その朝倉の真砂土を活用して、いろいろ転化をして整備した経緯がございます。

それが私どもとしては、昨年は、もうあと5年はこういう大雨は来ないんじゃないかと。その間に芝等が育ってもらえれば、同じような流出のことはないんじゃないかと、こういうふうに思っていたんですが、ことしも昨年にまさる大雨が来たということで、実は私どもが施工した駐車場の真砂土が、その直下でありますラグビー場、そしてパークゴルフ場に堆積をしたと、こういう経緯があります。これは、こういう流れを受けまして、何としてでも今回の事案については市

のほうで復旧をすべきだろうと、このように思っておりました。

しかし、いろんな復旧の予算を考えましたときに、膨大な予算がかかりますので、これまでの経緯を申し上げますと、もう皆さん方にも全員協議会等でお話が行ってるだろうとは思いますが、これだけの膨大な被害金額を少しでも軽減するために、いろんな動きをさせていただきました。

まず1つは、国土交通省に相談をして、できるだけ土砂の撤去というのが、お力添えをいただけないかということでもあります。これについては、担当職員の何度も何度も粘り強い交渉で、実は今後、国土交通省が責任を持って土砂のほうは撤去していただけるということになったわけがあります。そんな中で、パークゴルフ場を見てもみますと、土砂の撤去は国土交通省が撤去していただけるんですが、その下の芝生が完全に傷んでおりますので、パークゴルフ場として再開するためには何らかの整備が必要だと。それは、やはり行政がやらなくてはいけないというお話の中で、地元からも再三にわたって早期に再開ができないかという御要望をいただきました。

パークゴルフ場が開設して、ほぼ10年になるんですけども、多いときには年間1万8,000の皆さんが利用されております。そのうち3割以上は市外の方であります。市外の方が筑後川温泉にお泊まりになったり、あるいは、うきは市内の観光施設と兼ね合わせて、このパークゴルフ場を楽しんでおられます。そうしますと、非常に経済効果というか、観光の視点の経済効果が大きいものがあります。

あとは、7割近い地元の皆さんは、健康づくりの場ということで、非常にこの事業がやっぱり優位性があるということで、何としてでも我々もしなくてはいけないというふうに思っていた中で、本当にありがたい話なんですけど、地元の皆さんのほうから、100%行政に頼るのではなくて、自分たちでも少しでも手出しを出したいということで、結論的には、今、樋口課長のほうで説明させていただいているとおり、ふるさと創生個性あるまちづくり事業ということでやると。そうしますと、地元が15%負担をするという形になるんですけども、こういうことになったいきさつがあります。

したがいまして、非常に前置きが長くなりましたが、今、中野議員のほうから、今後どうするんだと。もともとここは放水路で、水につかることが当然の施設ではないかと、いつまでこれを続けるのかという御指摘ではないかなと、このように思います。したがいまして、今回は国土交通省さんとしっかりまた連携をして、土砂を撤去していただいて、その後の施し方については、去年の二の舞にならないような、しっかりした整備をすることを地元の方に説明して、今後同じような形でまたこういう事案が生じたときには、再び行政のほうは、もう支援をしないということで、実は地元の方と粘り強い協議をして、そういう方向性で協議がまとまった次第であります。

そういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 9番、中野議員。

○議員（9番 中野 義信君） 今、るる経過の説明がありましたから、そのことについてはもう大体、今まで市長からいろいろ話は聞いておりますからわかるわけですが、やっぱり意見として二通りあるわけですね。パークゴルフ場で健康づくりがあって非常に大事だということはわかるというふうに思います。1万8,000人が利用されておるということ。反面見ますと、その1万8,000人というが、3万人の中で1万8,000人ということじゃないものですから、やっぱり利用されておる方は特定な人が利用されておるということも、やっぱり考えていかないかん。ですから、やっぱり反対な意見もあるわけですよ。そういったことに毎年毎年税金をつぎ込むのかというような話もありますので、そこら辺も十分考えていただきたいと思いますが、今、市長が最後に申しあげました、今後については、もう市のほうは助成なりは一切しないということとで委員会の中で話を進めていいわけですね。はい、わかりました。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 幾つかではなくて、たくさんお尋ねいたします。

まず、第1点、7目の7億円等の予算残に伴う減額金が3億5,400万円等積み立てられるということですが、その7億円の予算執行残の原因の大きいものを、金額の多いものから3つで結構ですので教えていただきたいというのが1点です。

2点目は、9目の地域活性化推進費で、先ほど事業内容としてパークゴルフ場のことを述べられました、670万8,000円使われておりますので、大きなパークゴルフ場以外の個性あるまちづくり事業の内容を、これも3点で結構ですので教えていただきたいと思います。

それから3点目が、多いんですが、16目の地方創生推進費の中で、鏡田屋敷に1,100万円等の投資と、るる述べてありますが、この地方創生推進に関してどのような需要調査を行われ、どのような達成目標を立てられ、どのような効果があるということでこの事業を展開されようとしているのか。それから、この16目の一般財源から1,567万5,000円出されておりますが、合計しましても委託料が合計で2,400万円とありますが、この委託料は市内業者ではできないのか。先ほどの説明では、市外の業者の町建といいますか、そういうのを使いたいということでしたけれども、この委託料がうきは市でできれば市内の経済の循環につながるわけですが、市外でありますと全然つながらないということになるとと思いますので、市内業者を使う予定があるのかどうか。

それから最後ですが、U-B i C改修事業でリカレント教育やプログラミング教育という、片仮名で言われましたけど、じゃありカレント教育で、これをしたからといってどのような形で具体的にリカレント教育ができるのでしょうか。それからプログラミング教育は、小学校、中学校に入ってきてるわけですが、このU-B i Cを小・中学生が使ってプログラミング教育をさ

れるというふうに捉えてあるのか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） まず、7目の財政調整基金剰余金の関係でございます。剰余金の内訳については、詳しく分析はしておりませんが、一番大きなところで言いますと、やはり税収を予算上はかなり低目に予算組みをしておりますので、その関係で予算を上回る。あるいは歳出のほうも不用額のほうが生じておりますので、そういった積み上げが結果的にこの金額になっているというようなことで御説明を申し上げたいと思います。

それから、地方創生関係の事業に関してですが、私のほうからは、計画書を国に提出して認定を受けているんですが、その中での数値目標をお知らせしたいと思います。目標のほうは4つございまして、施設の利用登録企業をゼロから10社、最終的な32年度末の目標でございますが10社にする。それから、施設の利用者をゼロから1,000人にする。それから、リカレント教育後の新規就労者をゼロから5人にする。それから、域内消費額を現在726円から139円増加をさせるといったことが目標になっておるところでございます。

それから、委託料に関して、市内でできないかということでございますが、これらの業務については、やはり専門性といろんな企業の実績等が必要になってくるのではないかと考えております。ですので、事業者の選定に当たっては、いずれも全国公募で実施をしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 私のほうから、まず地域活性化推進費につきまして、上のほうから金額の大きいものを3件ということで御質問だったかと思えます。

まず、先ほど確認させていただきまして、前期に3件採択をいただいております。後期で6件いただいております。一番、前期後期通じまして金額が大きいものが、事業費総額1,360万8,000円で、実施主体が特定非営利活動法人浮羽ヤングラガーズクラブで、事業名が浮羽ヤングラガーズクラブ地域交流館きらめき創設事業というふうになっております。

2番目に事業費が大きいものとしまして、1,291万2,000円ということで、実施主体が浮羽空き家活用を考える会ということで、これは地域としては御幸地区の団体になります。こちらが、御幸地区の空き家を活用した地域活性化の拠点整備事業ということで提案がございました。

3番目でございますが、事業費総額1,253万円ということで、事業実施主体が浮羽古民家テラスという、こちらも御幸地区の団体でございます。こちらがいそのさわ、敷地内母屋再生事業ということで、いそのさわの中の活用されていない部分を再生しまして、地域に開かれた施設に

したいというふうな提案でございました。

続きまして、16目の地方創生推進費についてでございますが、需要調査は行ったのかという提案でございますが、私を含め複数名の職員が東京のほうに実は出向いたりしております折に、複数の企業を訪問させていただいておりますが、その中でも複数社から、もし、うきはにそういったテレワーク、サテライトワークの拠点がありましたら、ぜひ使用——扱ってみたい、またそういったワークショップがありましたらぜひ参加したいという声を聞いておるところでございます。そういったことから、調査ということではないんですが、行って、ヒアリング等を進めた結果、こういった非常にニーズが高いというふうに判断をしております。

また、U-B i Cの改修につきまして、リカレント教育という、人生100年時代という、今、国の方針のもと、学び直しというものが非常に注目を集めているというふうに理解しております。こういったことで、例えば子育ての時期に会社をやめざるを得なかったような女性層、そういった方々がこういったところで、U-B i Cのところプログラミングを含めました、例えばIT教育、そういった講座を行うことで、例えば今、パソコンを通じたネット事業といいますか、会社を必要としないような働き方というものをもっと可能にしていまして、場所を選ばない、あるいは子育てをしながら就業が継続できる、そういったような働き方を広めていきたいというふうに思っております。

また、小・中学生にプログラミング教育かということで、小・中学生をじゃあU-B i Cで教育を受けさせるのかという御質問でございますが、そちらのほうでプログラミング教育をU-B i Cで行うものに関しては、恐らく女性、男性に限らず、そういった社会の方がメインのターゲットになってくるとは思いますが、そういったところに来られる講師の方を教育委員会とも連携しまして、小・中学生にもそういった講師の方を紹介して活用いただくような工夫を行ってきたいという趣旨でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 地方創生に関しましては、やはり需要調査をきちんとして取り組まないと、先ほど幾つかの到達目標が述べられていましたけれども、その評価ができないのじゃないかというふうに思います。また、言葉で言われましたけれども、私が聞いたのは大きいのかから3点ということで、恐らくまだ数多くあると思いますので、やはりその実態を提出していただかないと、それで予算審議をしてくれということではできないのではないかと。あと、委員会付託になると思いますので、そこでやっていけるとと思いますので、そこでは提出をお願いしたいと思います。

また、繰り返しになりますが、先ほどの学び直しですか、リカレント教育で言われましたけど

も、リカレント教育で多分必要なのは、時間とお金、いわゆる奨学金なり授業料だと思うわけですね。ですから、こういう箱物をつくるよりも、具体的に使い勝手がいいものにしなければ、繰り返しになります。結果が出ないのではないかというふうに思います。したがって、需要調査に基づいた事業でなければ、当然、成果も上がらないし、その結果もうきは市には還元できないのではないかという危惧を持ちます。したがって、需要調査並びに成果目標、そして評価についてはこの地方創生に限らず、全ての事業で行っていただきたいとします。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 樋口うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） 議員の御指摘、大きく3つあったかと思えます。

都市部の企業のサテライトワークに関しましては、数多くの御要望を今いただいているということをお説明したつもりであったんですが、実際お試しワークというものを今年度行っていくこととなりますので、その際にきちんと調査を行っていきたいというふうに考えております。

また、リカレント教育につきまして、予算とお金で箱物をとのお話ですが、今回は実はU-B i Cというものは、ほぼほぼもう、元福岡銀行の支所を活用しまして、1階のほうは地方創生の交付金を活用しまして創業の拠点ということで整備が終わっているところですが、2階部分が、多少リノベーションをすればすぐ使えるような状況になりまして、一から箱物をお金をかけてつくるということではなくて、むしろリノベーションということで経費を抑えながら、そこにソフト事業——リカレント教育ができるようなソフト事業の拠点の場をつくりたいというような思いでございますので、その辺、御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。一応、委員会付託です。

○議員（12番 伊藤 善康君） 生涯じゃなかった、これ。

○議長（櫛川 正男君） 違う。

○議員（12番 伊藤 善康君） そんなら委員会で言います。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 総務産業のほうに、この案件については付託されると思いますので、素朴なところでちょっとお尋ねをしておきたいと思うんですが、地方創生推進費の項目、この取り組みについては、いわゆるルネッサンス総合戦略に基づいて展開しているということは承知をいたしております。

それで申し上げたいのは、鏡田屋敷に、これだけでもやはり1,000万円、さっきありましたとおりでございます。

それから、その下のインターネット予約環境システムに、保守管理も含めてですけど、新しいものを先進的に取り組んでいくというのは非常によさそうに思うんだけど、果たしてこの結果がどう出てくるかというのが非常に疑問があります。もう一つ、テレビ電話システムとかインターネット環境を考えると、中山間地にあれだけのブロードバンドがありながら、これは別なんだということなんじゃないですか。何か、やはりうきはの地方創生、うきは創生を語るときに、あれだけの財産をほとんどテレビを見るだけのシステムになってしまってるというもので、そういうものを十分検討した上でこういうものが新たにどんどん展開されているのかどうか、素朴な視点からお尋ねをさせていただきます。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 地方創生の取り組みについての御質問でございます。

今回の地方創生の推進交付金につきましては、先ほどから御説明しているとおりでございますが、鏡田屋敷につきましてはテレビ会議システム、これはテレビを見るのではなくて、東京の企業と直接テレビ会議等で会議ができるシステムを構築するものでございまして、そのほかにセキュリティの高いインターネットシステムを活用することで、東京の一流の企業等もテレワークとして誘致していきたいという、1つございます。

当然、御質問にありました中山間地域のケーブルにつきましても、向かいに姫治小学校がございまして、姫治小学校のほうの活用につきましても、遊休施設のマッチング事業委託ということで今回上げております。その上の山村交流センターも含めて、これはいかに有効に活用していただくかという提案を出していただいて、それと地元と調整をしてマッチングする、そういった委託を遊休施設マッチング事業委託料として、ここに事業として上げさせていただいているところでございます。

鏡田につきましては、いわゆる伝建地域の中で、まずはそういった伝建地域の文化施設、文化財を活用してやっていこうということと、もう既に都市部のほうから、それぞれ個別にうきはを視察にお見えになっている方がいっぱいいらっしゃるんですけども、そういった中でいろいろ御意見を聞く中で、ぜひそういった市内の伝建施設でテレワークができたらという意見もいっぱいございましたので、去年は拠点整備で一部改修をしております。それに今回は、事務的機能を付加して、テレワークとしてやっていきたいということでございます。これにつきましては、内閣府のほうからも、伝建の施設を、いわゆる有効活用ということでは非常に評価をいただいておりますので、ぜひ有効に活用できるよう取り組みを進めていただきたいという話もいただいておりますので、今回の推進交付金の中に上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 理解はできております。しかし、そういうふうな、やはり地方創生というのは、まず来年度までの5年間です。この期間というのは、あくまで将来に向けたうきはの振興のための種まきという事業の展開だという認識でおりますので、しっかりうきはの、やっぱりあるものはしっかり活用することになりましょうし、ただ交付金をいただくためには、それだけのアイデアがないといただけないというのも承知をいたしております。ぜひ、そういうことも考慮いただいて、先を読みながらお願いしたいと思うのがあります。

それともう一つ、どうしてもきのうの一般質問で申し上げておいて受け取ったのが、いわゆるうきはブランド推進課、非常に画期的にいろんな事業を展開やっていただいております。ところが、きのうも終わって、ちょっと議員の人とも話をしたんですけど、結局そういう、例えば農産物あたりですね、そういうものの開発をしたり、いろんなことは。それから、例えば6次産業の1億3,000万円かけての施設の整備、いろんなことに取り組んでいただいております。

ところが、こういうものは農業の安定基盤というものを築いた上に成り立つものであると。ところが農業については、なかなか、きのう申し上げたとおりで、やはりその辺を両立しながら、並行しながら地方創生をしっかり進めていくという視点が、どうも大事なものがそこで見えてないんじゃないか。そういうことじゃないでしょうけど、そんな気がしてなりませんものですから、いま一度、あと1年、延長されるかどうか知りませんが、そういうことをしっかり根っこで考えていただいて、将来の基盤づくりをよろしく取り組みをお願いしたいと思います。何かコメントがありましたら、市長なり副市長なりお願いを申し上げたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 6次産業につきましては、もう何回か御説明をしておりますけれども、いわゆる年間を通じて商品を確保できると。1次産品につきましては、その季節季節、旬なものをお届けはできるわけですが、年間を通じてお土産とか、そういった形で、うきはのフルーツを提供できるという形で6次化の施設を今回、研究——支援センターではありますけども、つくるというところでございます。

あわせて、農業振興につきましても、議員御指摘のとおり、その基盤がしっかりしていて初めてこの6次化もできるということは十分理解をしておりますので、そのところは両輪として、6次化と今の農業振興をあわせてやっていかなければいけないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 伊藤議員、どうも16目は厚生文教にも分かれとるごたるですね。鏡田屋敷は厚生文教だそうです。何か先ほど。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 先ほど江藤議員からもちょっと出てましたが、鏡田屋敷、今まで文化施設で見学するだけということでしたが、その後、何かいろいろ宿泊じゃなかった、何や

ったっけ、あれは。何か、あの、炊事をされるとか、何かいろいろ改造したんですね、あそこ、リフォーム。そして今回またこれだけ、今、テレビ会議の説明がありましたが、何か文化財を使ってやるともいいけど、何か私としては文化財をあんまり、将来のために残してもらって、いろいろ扱わんでですよ、そっちのほうがいいんじゃないかと考えております。

古い建物ですね、今後いろいろなこういった方向でも活用していくということは、ずっと金を入れていかなんですね、これ。その辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一朗君） 文化財につきましては、これまでは見学だけということで、今、活用させていただいているわけですが、今回は新たにサテライトワークとして使う。基本的には、将来的にはそこで宿泊もできるという形で活用させていただきたい。ただ、文化財でございまして、中を、いわゆる近代的な事務室に改造したりとか、そういうことは制限がかかりますので、当然そうなんですけれども、実際にサテライトで使う場合は、今の現状のままの形で使ってもらおう。いわゆる古い、そういった古民家で仕事をしていただく。

そういったことを想定しております、いろいろ都市部の企業に聞きますと、そういったところで仕事をさせていただければ、非常に創造的な発想であるとか、都市部のいわゆるビルの中で考える、そういったものよりも、非常に機能的には落ちたとしても、そういう施設の中で仕事ができるというのは、クリエイターの方にとっては非常に有効な施設であるということも聞いておりますので、中の施設はそのまま維持することでサテライトとして使うというふうに考えております。

ですから、これからずっとお金をかけていくとかいうことは、文化財の保護としては必要な部分ではございますけれども、サテライトとして活用する分については、今回のイニシャルコストが一番大きくなると思いますけれども、その後について予算をずっとそこに入れていくということは考えてはおりません。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 言よることがようわからんぼってん、文化財の中でなからんとええ考えが浮かんでこんということですか、今、簡単に言うたら。そういう変わった人のために、これだけの金を使うて。確かに国から補助が出ます。しかし半分は一般財源ですよ。もうちょっと考えた、私らはもうそういう人、都会から来て田舎で仕事してみたいとか、そういう場所があったらというなら。廃校になるんですね、今度、妹川も姫治も。まだ使い道も何も考えてねえんでしょうが。そういうところを利用して、そこなら何ぼ改造したってよかけんんですね、文化財じゃないので。そういった考えが浮かばなかったのかなと思って、不思議に考えております。その辺お願いします。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一朗君） 姫治小学校についても、当然その活用は考えているところです。これについては、先ほども少し申し上げましたように、いわゆるこれにつきまして、文科省の廃校プロジェクトの中にも登録をさせていただき、前回ちょっと御説明しましたように、「BRUTUS」という雑誌でも姫治小学校が紹介を受けております。

学校をいろいろ活用する場合につきましては、いろんな使い方があります。ただ、地元との協議といえますか、そういったのも大変重要かと思っておりますので、そういったことも含めて小学校の活用につきましてはどういった形がいいのか、単純にサテライトオフィスとして使うだけでいいのか、それ以外にいろんな提案をいただいて、地元の方と協議をしてやっていきたいと。それは今回の推進交付金の中にも、その事業として入れさせていただいております。

先ほどの吉井地区にあります鏡田屋敷についての活用につきましては、そういう古民家でいい発想が浮かぶかどうかというのは、私たちで見るとどうなのかなという発想があるかもしれませんが、都市部の人からすれば、非常にそういったところでは、勤務することに関して、メンタルも含めて非常に有効だということで、ぜひ使わせていただければというお話はいっぱい聞いております。そういった方々が、うきはに滞在することで、市内で食事をしたり、あるいは宿泊をしたりということで、市内にお金が落ちるわけございまして、そういうところも含めて経済的なところは効果も十分あるんじゃないかなということは考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 総務課の田籠でございます。27ページをお願いいたします。

2款4項4目市議会議員選挙費777万円の減額補正でございます。4月22日に執行されました、うきは市議会議員一般選挙に係る額の確定によるものでございます。主なものといたしまして、12節役務費の通信運搬費では、選挙運動用通常はがき郵便料について110万4,000円の減額。また、19節負担金、補助及び交付金では、選挙運動公費負担金が584万2,000円の減額。減額の主なものにつきましては、ポスター作成の経費及び選挙運動用自動車に係る経費が当初の予定よりも少なかったことによるものでございます。

説明は以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 質問します。

19節の負担金で、不在者投票特別経費交付金ということで書いてありますが、多分これに近い制度として、いわゆる選挙権はあって、例えば学生に限らないと思うんですが、いわゆる若い人が遠方にいた場合に、不在者、要するに帰ってきてからの投票ができないから何とかという制度があったと思いますが、それに対する啓発と、それにかかった金額はどこにあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今、議員の御質問でございますけど、遠方に行かれています学生さんとかの選挙につきましては、郵便料の中で負担はしているところでございます。

以上です。（「啓発……」と呼ぶ者あり）啓発につきましては、いろんな周知をさせていただいておりますので、その中でやらせていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 選挙期間が1週間で、先ほど言いました選挙権を有する子供であれば、保護者が選挙管理委員会に行って必要な書類を取り、それをやる。仮に子供とした場合、そこに郵送して、今度は有権者の子供さんがその書類を持って居住地の選挙管理委員会に行って投票し、なおかつその選挙管理委員会が投票を受け付けたものをうきは市の選挙管理委員会に返送して、それを1週間以内でしなければ——期日を過ぎれば無効ということになるわけですよ。

そうした場合に、件数的には非常に少ないとは思いますが——少ないというのは、実際取り組まれた方が少ないと思いますので、不在者投票が近年これだけ進んでいるのであれば、やはり選挙権を持つ若者に対する啓発を早い時期からやはりしていただきたいと思います。多くの方は、知らないままに終わってしまっているのではないかと思いますので、今後そういう啓発についてぜひお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今、議員御指摘の御意見につきましては参考にさせていただきますので、不在者投票等で遠方の学生さん等につきましてはダイレクトメールとかの手続もやっておりますので——周知させていただいておりますので、改めてまた推進させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ちょっと改めてお尋ねしたいと思います。

この条例案を提案いただいたときに、当初質問させていただいたと思いますけども、改めて公

費を使って選挙運動をするということに対して、その結果がこういう形になっているわけであり
ます。そういう意味では、19節のところの公費負担の内容について、どういう形で公開されて
いるのか、改めてお尋ねしたいと思います。

公開というか、要するにあのとき私が申し上げたのは、インターネットで閲覧できるような状
況にしてほしいという要望も含めて、公費負担の公開制について求めたわけでありませ
けれども、その点についてどのように担保されているのかお尋ねしたいということであり
ます。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） インターネット等での今回の公費負担についての公表は行
っておりません。そういう義務もちょっとないということではございませんけど、情報公開
等で請求があれば公開させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1点、お尋ねをさせていただきます。

今、岩淵議員からも公費負担の関係もありました。結果はこういうことで終わって
おりますが、今回の4月の選挙でいろんな課題もあろうと思うんです、選挙管理委員
会ですね。次の選挙に向けて、また我々の意識も含めて、そういうものが何か出
せましたら、費用の公費負担の課題もあったかもしれませんし、全体の投票率の
低下、いろんなものも、それからいろいろ選挙管理委員会のほうに指摘なり
いろんなものがあって、これを知らしめることによって明るい選挙の展開に
結びつくものであれば大いに結構だと思いますので、よかったら出せる範囲
で結構ですけども情報提供をいただきたいと思いますが、いかがでございませ
う。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今、御意見を踏まえまして、出せる部分をまとめ
まして、また提供させていただきますと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わ
ります。

ここで暫時休憩いたします。10時40分より再開します。

午前10時28分休憩

午前10時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、3款1項社会福祉費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 3款2項9目放課後児童対策費です。13節委託料423万8,000円の増額補正でございます。児童クラブ運営委託料です。例年、当初予算作成時の実績によりまして算定をしておりますが、新年度の児童数及び基準額により再度算定を行いまして、その結果、増額補正をするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課でございます。

4款1項1目保健衛生総務費、13節委託料30万2,000円の増額補正でございます。産後ケア事業を今年度より実施するための予算計上でございます。産後ケア事業とは、出産後の回復や育児に不安がある者、家族等の支援が十分に得られない者に対しまして、委託産科医療機関へ宿泊または通所をしていただきまして、心身の回復及び育児指導を行う事業でございます。

近年、核家族化や女性の社会進出に伴いまして、出産・子育てを行う環境は非常に厳しくなっております。そのため、出産後の母親にとって心身ともに不安定で育児の負担が重いこの時期に、家族の手助けがなかったり相談できる人がいなかったりという状況が、そういう家庭がうきは市でもふえてきている状況でございます。

市では、ことしの10月より、産後鬱や新生児の虐待予防を目的といたしました産婦健診を10月から実施することとしておりますけれども、健診の結果、支援が必要と認められる母親に対してのケアがあわせて必要であると考えまして、この事業を実施することといたしました。当初は、現在、市で行っております子育て相談や助産師による家庭訪問で対応する予定でございましたけれども、産婦健診とあわせまして専門の医療機関のほうにこの事業をお願いしたほうが、より充実した対応ができるというふうに判断をいたしまして、補正にて予算要求を行うものでございます。

続きまして、2目予防費、20節扶助費、予防接種健康被害者障害年金でございます。予防接種法施行令の一部改正によりまして、平成30年度の障害年金の額が増額改正をされたことに伴い補正を行うものでございます。2万7,000円を計上いたしております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 産後ケア、新しく始まるということですが、これの身体的なものか精神的なものか、両方やるのか。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 産後ケア事業の内容といたしましては、主に精神的な面のほうの比重が大きいかと思えますけれども、出産後のお母様、それから子供さん、両方の、出産後のそれぞれの体調のケアとか、赤ちゃんの発育の確認とか育児の相談とか、そういった面が内容でございます。産後ケア事業の内容としては、そういうものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） ということは、今までやっと思った、何ですか、子育て支援か、主にそっちのほうじゃろうと思うばってん、新しい予算計上の意味は、そしたらわからんのですよ、私は。それで、そこを教えていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 市でも、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、子育て相談、それから出産後、全家庭のほうに助産師のほうで訪問いたします事業のほうを行っておりますので、その2つの事業の中でもそういったケアはできる部分ございますけれども、出産後すぐに——出産して退院して間もなくのそういったこの体調の管理とか、そういったケアについては、専門の医療機関のほうにあわせてお願いしたほうが、より効果が上がるんじゃないかということで、今回、実施をさせていただくことになりました。

○議長（櫛川 正男君） 4番、野鶴議員。

○議員（4番 野鶴 修君） 伊藤議員と同じような質問になるかと思えますけど、産後ケア事業をすることは非常にいいというふうに思えます。ただ、ちょっとわからない点で2点ほどお尋ねしたいと思えます。

まず、この産後ケアの事業に該当する人、出産後何カ月までかというふうなところが1点。それと、専門の医療機関に委託するということですが、例えば市内で出産しなかった人はどうなのかというふうな分、どういった形の委託の方法をとるのか。その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 1点目の御質問につきましては、生後4カ月未満のお子さんとお母さんが対象でございます。

それから、今回10月から始めるこの事業につきましては、市のほうが契約をする医療機関は、具体的に申し上げますと、田主丸町の深川レディースクリニック1カ所になりますので、現在、田主丸の深川クリニックがうきは市の出産の数的にはかなりの部分を占めておりますけれども、全てではございません。市外の甘木とか日田とか久留米のほうで出産をされているお母さんもいらっしゃいますので、その方々については、こっちの深川レディースのほうで、もし御希望がある方についてはそちらのほうでこのケア事業を受けていただく形になります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 私、ちょっと勘違いしていましたが、精神的なことのほうがウェイトが多いうたら、精神科でケアするのかなと思っておりましたが、産婦人科ということですか。精神科は全くケアは行わないということですね。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） はい、この事業につきましては、精神科じゃなくて産婦人科のほうでの事業となります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） それでは、御説明をいたします。予算書31ページでございます。

6款1項6目農地整備計画費でございます。23節8,000円の増額補正でございます。これは、多面的機能支払交付金返還金ということで、この交付金は集落で農地、それから農業用施設の多面的機能を維持管理していくに必要な財源として、国・県の負担を合わせながら交付をしているものでございますが、27年度におきまして、ある1つの活動団体のほうで地区除外が発生していた分について、その手続がなされていなく返還の義務が生じたため、過年度返還金として1万円を受け入れ、そして国・県のほうに8,000円の返還をするものでございます。

それから、8目農地費、15節工事請負費1,000万円の減額補正でございます。これは、県営事業の附帯工事費として計上をしていたもので、当初2,000万円の見込みを立てておりましたが、工事発注、それから来月の工事発注予定を控えまして、一定、事業計画が示され、それに応じて、その概要を見て減額を判断したものでございます。

それから、17節公有財産購入費270万円の増額補正でございます。県営土地改良事業に伴う用地購入費ということで、県営事業の部分につきましては県のほうで買収がなされますけれども、それに付随する部分のところにつきましては、市のほうで用地購入を行う費用として、当初50万

円を組んでおりましたけども、不足ということで270万円の増額をお願いするものでございます。

それから、9目耳納山麓開発費460万円の負担金の増額補正でございます。農業競争力強化基盤整備事業費負担金としまして、現在、取り組んでおります大野原地区における畑地かんがい事業について、国の事業費の配分が増額されたことに伴う2割の市費——地元負担金として460万円を増額補正するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 予算書32ページをお開きいただきたいと思います。

6款2項2目林業振興費、総額で5,914万1,000円の減額補正でございます。内容としまして、13節委託料、荒廃森林再生整備委託料1,113万9,000円の減額、市町村森林所有者情報整備事業委託料301万4,000円の増額、福岡県木製品等展示事業委託料28万4,000円の増額でございます。それから、15節工事請負費5,130万円の減額補正でございます。これにつきましては、平成20年度から事業が開始されました福岡県森林環境税によります荒廃森林再生整備事業が10年間の事業実施期間が終わり、平成30年度からこれまでの事業の総括といたしますか、審査を行って事業内容の変更が行われました。それに伴って今回のような内容を提案させていただいているものでございます。

主な内容としましては、荒廃森林の対象地域として、これまで特別な要件はなかったわけですが、15年以上の森林の手入れがされていないということが1つの要件でございましたが、今回の見直しによりまして、森林経営計画対象森林ということで、森林所有者みずからが国・県の補助金とか、そういったものを活用して、森林整備を行う森林というのが定められておりますけども、この計画に入っておれば事業対象にならないというふうなことでございます。うきは市におきましては、全森林面積のうち約7割がこの森林経営計画に入っておりまして、残る森林としては、わずかな状況でございます。

あわせて、下の15節の森林再生路整備工事につきましても、これまで3メートル幅員の作業道ということで企画があったわけですが、今回の改正によりまして2.5メートルの林内作業路ということで、どちらかといえば簡易な道路形態ということでなりましたので、それによって事業費がそこまではかからないというふうなことで減額をしているものでございます。

それから、福岡県木製品等展示事業委託料につきましては、森林環境税の中の1つのメニューとして、各自治体の人口等に応じまして、木製品とかの活用に向けて交付金が配分をされるということでございます。うきは市におきまして、この事業を活用して、ウキハコにおける木製遊具等の導入を図っていききたいということで計上をさせていただいております。

それから、市町村森林所有者情報整備事業委託料につきましては、森林法の改正によりまして、来年度から林地台帳の設置が義務づけられております。これに伴いまして、この林地台帳整備作成費としまして301万4,000円を計上させていただいております。

それから、同じ5目の林道事業費でございますけども、15節工事請負費として400万円の増額補正をお願いしております。内容としまして、林道維持工事費ということで、今回、当初予算で計上していた部分につきましては、ふるさと林道事業等で経費等が少しかかりましたので、他の林道等の維持管理費等についての予算不足が見込まれますので、400万円ということで増額補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（樋口 一郎君） それでは、7款1項、まず2目商工振興費でございますが、まず補正額は2,403万1,000円になります。うち、ほぼほぼ2,397万円につきましては、先ほど申し上げましたうきは市産業立地促進条例に基づく森永食研株式会社への立地促進奨励金及び設備投資奨励金でございます。

こちらは、まず、立地促進奨励金のほうは、用地価格の10%を立地企業に交付するというふうに条例上なっております。また、設備投資奨励金につきましては、生産施設面積掛ける5,000円ということとなっております。この合計が2,357万円でございます。に加えて、企業立地セミナー負担金といたしまして、今年度、久留米市と共催で、福岡市内で、うきは市内の企業団地を一体的にPRするための企業立地セミナーを開催したいというふうに考えておりまして、久留米市と共催でございますので、久留米市に対する負担金としまして40万円を計上しております。

引き続きまして、3目観光費でございますが、補正額が40万円でございます。うち20万円が、福岡県ボランティア人材育成講座支援事業費補助金という補助金を活用しております。昨年度、ウキハコができる前に、市内事業者に対しまして、今後、ウキハコでもやっていきたいとい

うことですが、インバウンド対応のセミナーを二度、昨年度、開催したところ、非常に盛況でございまして、合計で50名強の市内事業者の参加をいただいたところでございます。これを今年度も事業するために、ちょうど福岡県のボランティア人材育成ということで、そういったインバウンド対応の人材を育成していくために使える助成金がありましたので、そちらのほうを活用させていただきまして、インバウンド対応セミナーを事業者に対して開催したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書34ページでございます。

8款2項2目道路維持費でございます。今回、補正額1,400万円をお願いするものでございます。内訳といたしましては、15節の工事請負費でございます。これにつきましては、市道の管理上、緊急的な修繕工事等の発生によります応急的な工事の予算といたしまして、今回、補正をお願いするものでございます。これまで18路線の緊急工事を行いまして、残予算不足を生じておりますので、今回、補正をお願いするものでございます。

それから、3目道路新設改良費でございます。補正額1,028万円でございます。内訳といたしましては、13節委託料、測量登記の委託料及び設計委託料といたしまして、合計の298万円を増額のお願いでございます。内訳といたしましては、2路線分の測量登記、設計のお願いでございます。

それから、15節工事請負費でございます。900万円の増額でございます。これにつきましては、道路改良の舗装工事及び交通安全施設整備工事費の内訳でございます。交通安全施設につきましては、地元からの要望というところでは、カーブミラー、ガードレール、区画線等の工事を行っておりますが、現在、発注予算残を見ますと、今後の対応ということで100万円の増額をお願いするものでございます。

それから、17節公有財産購入費20万円及び22節の補償、補填及び賠償金150万円、それぞれ減額でございます。こちらにつきましては、計画路線の変更に伴います減額をするところでございます。

それから、5目国県営事業促進費でございます。補正額50万円。内訳といたしましては、19節の負担金、補助及び交付金でございます。これにつきましては、交流ふれあい合瀬耳納ト

ンネル整備事業促進期成会の負担金として計上するものでございます。この期成会につきましては、八女市、うきは市、それぞれの両市でこの期成会を運営しておりますが、今回それぞれ両市から50万円ずつの負担金を計上しております。これにつきましては、今年度、このトンネルの完成の予定があります。この完成に伴いますイベント等に伴う予算の執行というところで、今回、八女市とともに予算計上をしておるところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 続きまして、8款3項2目河川維持費でございます。

今回、補正として100万円をお願いしておるところでございます。内訳といたしましては、15節の工事請負費でございます。現在、市におきましては45河川、延長にいたしまして約54キロの河川の維持を行っておりますが、今回、工事費といたしまして100万円をお願いするところでございます。これにつきましては、予定といたしまして、延寿寺川のしゅんせつ等を予定しておるところでございます。通水断面の阻害によります土砂の堆積の除去等をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書36ページでございます。

8款4項3目空家等対策費でございます。今回の補正額400万円をお願いしておるところでございます。内訳といたしましては、19節負担金、補助及び交付金でございます。危険家屋等除却事業費の補助金でございます。これにつきましては、現在、補助金要綱に基づきまして、危険家屋の除却事業を行っております。当初予算では、10件分の除却というところで予算立てをしておりました。現時点で、この10件分につきましては既に執行をしております。さらに窓口では、追加の御相談というところで、既に6件ほどの除却の御相談があっております。この除却につきましては、固定資産の所有者以上に、その周辺の皆様方に、今の時期ですと台風等々がご

ざいまして、周りに被害が及ぶというところで、できますならばこの補正をお願いして、早急に除却というふうな考えでございました。今回、特に財源内訳でもありますように、国県支出金200万円、これは社交金でございます。県との調整によりまして、この補助金——社交金の対応が可能というふうな情報がありまして、今回、1件50万円、8件分の追加補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） この危険家屋の、市が認定してるといいますか、調査して認定してある件数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この危険家屋につきましては、空き家の調査を行っておりますけれども、その中で御本人さんからの申請で、特段こちらのほうからお宅はというふうな情報はしておりませんが、この補助事業の要綱につきましては広報等でお知らせをしております。これを見た地権者の方が御相談に来るというところで、この件につきましては、昨年从这个補助事業を開始しております。昨年度の実績といたしましては12件の除却を行っております。そして本年度が10件の予定をしております、その10件がもう既に交付決定済みというところでございます。なおかつ、現時点で6件ほどの、この事業の問い合わせが来ているというふうな状況でございます。

○議長（櫛川 正男君） 対象は何件。

○住環境建設課長（江島 高治君） 残存物件といいますか、そこについては具体的な数字までは把握はしていないというのが現実でございます。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 本人の申請ということが中心になっているようですが、市として、例えば毎年とか2年に1回とか、そういう調査はされてないのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 一昨年、この空き家の実態調査を行っておりまして、現時点では市内の空き家の数の把握を行っております。その中でも、特に倒壊等の危険のあるところについては御照会等を行っております。その以後の調査というのは、現在行っておりません。この空き家実態調査につきましては、利活用可能な住宅、あるいは除却が必要な住宅、大規模改修等々の判断に基づきまして、うきはブランド推進課のほうと連携をしながら、優良な物件については利活用可能な空き家バンクのほうへの紹介、あるいはもう倒壊寸前のものにつきましては、

今回補助金の条例が制定されましたこの制度を広報しながら、早急な除却というふうなことで対応をしておるといふふうなところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑は。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 1つお聞きしておきたいのが、この空き家の倒壊危険のあるところが対象であります。例えばこれは税務のほうにも関係するんですけど、この制度ですね、こういう支援措置の関係等も知らずに、もうとにかく空き家を壊す、解体する、こういうものを後でわかる場面もあるんでしょうか。これは固定資産税との関係も出てきますが、その辺の実例はどうなんですか。市が相談を受けて、今のところはそういうもので措置をするということになっていますが、自分でもう解体して、その辺の把握とか、そういうものはどうでしょう。そういう実態はどうなのかをちょっと参考までにお聞きしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） この事業は今まで取り組んでおりますが、相談はございます。ただ、この危険家屋の除却の対象と申しますか、これにつきましては、うちのほうでまた現場のほうに出向きまして、審査表に基づきまして採点表でいきます。ですから、相談があったからといって全部が全部該当ではなく、やはりその老朽度の大きいものが対象というところでございまして、それに該当しないところについては、やはり自費で撤去というところもございまして、撤去後にうちに相談があったかという、今のところその事例はあっておりません。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） じゃあ、税務課長にお聞きします。まず、自分で解体して、その結果を税務課は把握できますか。黙っとけば、もう今の免除規定のある固定資産税もそのままという状況になるんでしょうけど、その辺をどう対応しているのかを、わかる範囲で結構ですがお尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 家屋については、基本的に解家をされた場合は本人さんから申し出をさせていただいて把握をしておりますし、うちのほうも資産税係のほうで巡回をして把握に努めておりますので、仮に本人の申し出がなくても、巡回調査で見つける場合もありますし。あと、毎年、固定資産税については納税通知書を出しておりますので、そこの中の課税明細を確認させていただいて、解家の漏れ等がないように、今、進めているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） じゃあ税務課長、その場合、もうかなり解体をして、それが調査でなかなかわからなくて、後日もう期間を置いて——相当年限を置いてした場合については、これはさかのぼっての措置ということによろしゅうございますか。何というんですかね、税金を

ちょっと納めないようになるですたいね、結果として。その辺の措置はどういうお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 山崎税務課長。

○税務課長（山崎 秀幸君） 一応、解家ということになれば、当然、住宅用地の問題が出てくるかと思います。現行の法令でいきますと、5年という規定がございます。その辺で、原則は5年ということで考えておりますけども。ただ、うちのほうで調査で見つけ切れれば、その1年限りで終わるんですけども、なかなか5年ということになると納税者のほうも大変ではありますので、しっかり調査のほうをしていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 学校教育課の榎藤でございます。

38ページのほうをお願いします。

10款2項1目学校管理費、補正額1億9,550万2,000円の増額でございます。内訳は、4節共済費、社会保険料等180万円の減額、7節賃金、少人数指導特別教員賃金1,300万円の減額でございます。これらにつきましては、当初、千年、福富、江南、御幸小学校の4校に1名ずつの少人数指導特別教員の配置を予定しておりましたけれども、福富、御幸小の2校のみの配置となりましたので、2名分を減額するものでございます。5月1日現在の児童数で、平成30年度の学級編制が確定いたしました。千年の2学年につきましては最終的には56人で、3クラスを編制できる61名とはならず、江南の1学年につきましても最終的には29名で、2クラスを編制できる31名以上とはなりませんので、配置ができないということになりました。それによる減額でございます。

12節役務費、手数料5万円の増額。こちらは、スクールバス車庫設置工事の建設確認申請手数料でございます。

次に、13節委託料371万7,000円の増額でございます。委託料の内訳は、御幸小学校大規模改造設計業務委託料657万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、今年度から3カ年計画で行う御幸小学校の大規模改造設計業務委託料の入札差額を減額するものでございます。御幸小学校南校舎大規模改造工事監理業務委託料434万1,000円の増額でございます。こちらは、今年度行う御幸小学校南校舎大規模改造工事の監理事業委託料でござい

ます。

小学校空調設備設置工事設計業務委託料595万2,000円の増額。小学校の空調設備につきましては、学校施設環境改善交付金の活用をいたしまして空調設備を設置したいと考えております。現在、平成31年度学校施設環境改善交付金の補助要望を文科省へ提出しており、平成30年度に事業実施の前倒し可能かの調査に対しましても、前倒し可能と文部科学省に回答しているところでございます。今回の小学校空調設備設置工事設計業務委託料につきましては、千年、吉井、福富、江南、小塩、山春、大石小、7校分の設計業務委託料でございます。御幸小学校につきましては、今年度の当初予算で計上しておりました御幸小学校大規模改造設計業務委託料、こちらのほうに含まれております。こちらの設計も今年度中に行う予定でございます。

次に、15節工事請負費1億9,792万7,000円の増額でございます。工事請負費の内訳は、千年小学校営繕工事費110万円の増額でございます。こちらにつきましては、給水ポンプ取りかえ工事の費用でございます。千年小学校の給水ポンプにつきましては、2モーターが交互に作動する方式のものでしたが、7月17日より片方が動かなくなっております。現在、もう片方のモーターで動いております。修理につきましては、ポンプ本体の生産が中止となっており部品がありませんので、今回、取りかえ工事を行うものです。

次に、福富小学校の営繕工事費です。福富小学校の営繕工事費834万2,000円の増額につきましては、1つ目は、ブロック塀撤去フェンス設置工事720万3,600円でございます。山春小学校のブロック塀につきましては、建築基準法に適合しなかったため、7月にブロック塀を撤去し、フェンス設置を行ったところです。福富小学校のブロック塀につきましては、老朽化しておりますので、今回、ブロック塀を撤去後、フェンス設置を行うものです。

福富小学校の2つ目が、防球ネット支柱修繕工事費113万8,320円でございます。福富小学校南西側に設置しております防球ネット支柱の根元が折れております。現在、応急処置を施しておりますが、これを修繕するものです。

スクールバス車庫設置工事費384万5,000円。こちらは、平成31年度、御幸小学校に統合予定の妹川小学校のスクールバスの車庫の設置費でございます。設置場所については、現在のところ御幸小学校南側、浮羽体育センターの現在姫治小学校スクールバス車庫の隣に設置予定のところでございます。

御幸小学校南校舎大規模改造工事費1億8,464万円につきましては、5月に学校施設環境改善交付金の交付決定を受けましたので、今回、補正させていただくものでございます。31年8月末の工事完了を計画しております。工事の内容につきましては、屋根、外壁、内装改修工事、トイレの洋式乾式化、給排水・電気設備改修工事等でございます。

18節備品購入費838万5,000円につきましては、妹川小学校のスクールバス10人乗

り2台分の購入費でございます。スクールバスを10人乗り2台としました理由は、将来的に児童の10人以上の利用が見込まれること、10人乗りが妹川地区の道路状況に適合していること、これらのことにより10人乗りを2台ということに現在のところしております。

最後に、19節負担金、補助及び交付金、指定制服購入費補助金22万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、妹川小学校に在籍し、平成31年度に御幸小学校に通学する児童7名に対しまして、制服及び体操服等の購入費を補助するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 補正予算書39ページをお願いします。

11款1項1目農地災害復旧費5,350万円の増額補正でございます。これにつきましては、7月6日に発生しました豪雨災害による農地、田と畑の災害復旧工事に係るものでございます。

それから、2目農業用施設災害復旧費1億700万円の増額補正でございます。これも同様に、豪雨で発生しました農業用施設、道路、水路、頭首工の復旧費でございます。それぞれ、農林水産省におかれましては激甚災害の指定を告示されております。したがって、国県支出金を約80%程度で補助率を見ております。また、今後の増嵩申請等の手続によっては変更があるものというふうに考えております。

それから、3目林業用施設災害復旧費600万円の増額補正でございます。これも豪雨災害によります林道の災害に係る費用でございますけども、林道災害については補助対象に乗るような大きな物件がなく、小規模な土砂の崩壊等が発生をしておりますので、その撤去等に係る費用として、地域JVによります工事費を予定しております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書40ページでございます。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費、今回の補正額6,600万円でございます。これに

つきましては、先ほどの農林水産の災害と一緒にございまして、7月6日の災害復旧に対応する工事費といたしまして6,600万円を予算要求するものでございます。今回の災害につきましては、市道におきましては6路線、河川については2河川、合計9カ所の災害復旧工事費として予算を要求するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） では、41ページをお開き願います。

13款1項1目特別会計操出金、補正額2,250万円です。内訳は、下水道事業特別会計が2,000万円、簡易水道事業特別会計が250万円になっております。

42ページです。

14款1項1目予備費、補正額173万7,000円。歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入になります。15ページをお開き願います。

9款1項1目地方特例交付金、補正額428万5,000円、減収補てん特例交付金の額の確定に伴い増額補正をするものです。

次に、16ページです。

10款1項1目地方交付税、補正額1億9,231万6,000円。普通交付税の額が47億4,631万6,000円で確定をしましたことに伴い増額補正をするものです。なお、普通交付税の額は、対前年度1億4,309万5,000円。2.9%の減になっております。

次に、17ページです。

12款2項5目災害復旧費負担金、補正額2,889万円。農地災害復旧費負担金963万円は、歳出予算11款1項1目で計上しました農地災害復旧工事に係る受益者負担金になります。農業用施設災害復旧費負担金1,926万円は、歳出予算11款1項2目で計上しました農業用施設災害復旧工事に係る受益者負担金になります。

18ページになります。

13款1項1目総務使用料、補正額7,527万5,000円。市有土地建物使用料は、経塚採石場跡地の使用料になります。昨年7月の九州北部豪雨災害に伴います流出土砂の受け入れにつ

きまして、国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所より協力依頼を受け、5万4,390立米の土砂搬入がっております。うきは市残土処分場の設置、管理及び使用料等に関する条例に基づき、1立米当たり1,384円の使用料を徴収するものでございます。

19ページになります。

14款1項2目災害復旧費国庫負担金、補正額3,267万2,000円。公共土木施設災害復旧費負担金は、歳出予算11款2項1目で計上しました公共土木施設災害復旧費に対して国が負担をするものになります。

20ページでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金、補正額1,567万5,000円。地方創生推進交付金は、歳出予算2款1項16目で計上しました地方創生推進費に対する交付金になります。

同じく2目民生費国庫補助金、補正額281万2,000円。1節の居住支援協議会補助金125万円は、当初予算で計上しております歳出3款1項9目の低所得高齢者等住まい・生活支援事業委託料に対する補助金になっております。2節子ども・子育て支援交付金141万2,000円は、歳出予算3款2項9目で計上しました学童保育所の運営委託料に対する補助金になります。

母子保健衛生費補助金15万円は、歳出予算4款1項1目で計上しました産後ケア事業委託料に対する補助金です。

同じく4目土木費国庫補助金、補正額200万円。社会資本整備総合交付金（地域住宅支援）分は、歳出予算8款4項3目で計上しました危険家屋等除去事業費補助金に対する交付金になります。

同じく5目消防費国庫補助金、補正額60万円の減でございます。社会資本整備総合交付金（住宅・建築物耐震改修事業）分は、当初予算で歳出9款1項4目に計上しております木造住宅耐震改修事業費補助金240万円の財源になってまいります。当初、事業費の2分の1の120万円を同交付金として計上しておりましたが、負担割合が国4分の1、県2分の1になりましたので、国の交付金を60万円減額して、新たに県の補助金で120万円増額をするものでございます。

同じく6目教育費国庫補助金、補正額5,970万8,000円。学校施設環境改善交付金は、歳出予算10款2項1目で計上しました御幸小学校南校舎大規模改造工事に対する交付金になります。

21ページになります。

15款2項2目民生費県補助金、補正額141万2,000円。放課後児童対策事業補助金は、歳出予算3款2項9目で計上しました学童保育所の運営委託料に対する補助金になります。

同じく 3 目衛生費県補助金、補正額 1 万 9,000 円。予防接種事故対策費補助金は、歳出予算 4 款 1 項 2 目で計上しました予防接種健康被害者障害年金に対する補助金になります。

同じく 5 目農林水産業費県費補助金、補正額 6,193 万 1,000 円の減でございます。荒廃森林再生事業費交付金 6,243 万 9,000 円の減は、歳出予算 6 款 2 項 2 目に計上しました森林再生路整備工事費等の事業費減額に伴うものになります。市町村森林所有者情報整備事業費補助金 22 万 4,000 円は、歳出予算 6 款 2 項 2 目に計上しました同事業委託料に対する補助金になります。福岡県木製品等展示事業交付金 28 万 4,000 円も、同じ歳出予算に計上しました同事業委託料に対する補助金になっております。

同じく 6 目商工費県補助金、補正額 20 万円。ボランティア人材育成講座支援事業費補助金は、歳出予算 7 款 1 項 3 目観光費で計上しました費用に対する補助金になります。

同じく 8 目教育費県補助金、補正額 611 万 5,000 円。小・中学校統合支援事業費補助金は、歳出予算 10 款 2 項 1 目で計上いたしましたスクールバス関係の費用に対する補助金になります。

同じく 9 目消防費県補助金、補正額 120 万円。木造住宅耐震改修費補助金は、消防費国庫補助金で説明をいたしましたとおりでございます。

同じく 10 目災害復旧費県補助金、補正額 1 億 3,161 万円。内訳は、1 節農林水産業施設災害復旧費補助金 8,774 万円、2 節農林水産業農地災害復旧費補助金 4,387 万円になります。歳出予算 11 款 1 項で計上しました災害復旧工事費に対する県補助金になっております。

続きまして、22 ページでございます。

18 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金、補正額 2 億 2,670 万 8,000 円でございます。内訳は、財政調整基金 2 億 2,000 万円、ふるさと創生基金 670 万 8,000 円になります。ふるさと創生基金は、歳出予算 2 款 1 項 9 目で計上しました個性あるまちづくり事業費補助金の財源として同額を計上するものになります。

23 ページです。

19 款 1 項 1 目繰越金、補正額は 3 億 4,899 万 6,000 円になります。前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

続きまして、24 ページでございます。

20 款 5 項 1 目雑入、補正額 1 万円。多面的機能支払交付金返還金は、歳出予算 6 款 1 項 6 目で計上しました県へ支払う同返還金に係る活動組織から市への返還金ということになります。

25 ページでございます。

21 款 1 項 2 目農林水産業債、補正額 200 万円。公共事業等債（農業競争力強化基盤整備事業）は、歳出予算 6 款 1 項 9 目で計上いたしました大野原地区畑地帯総合整備事業に係る市債に

なります。

同じく3目土木債、補正額1,310万円。合併特例事業債は、歳出予算8款2項3目で計上しました道路新設改良事業に係る市債になります。

同じく5目教育債、補正額1億2,830万円。学校教育施設等整備事業債5,320万円、合併特例事業債7,510万円、いずれも歳出予算10款2項1目で計上しました御幸小学校の大規模改造工事に係る市債になります。

同じく6目臨時財政対策債、補正額4億1,000万円の減でございます。当初予算で計上しておりました臨時財政対策債を全額減額するものであります。臨時財政対策債とは、本来、普通交付税として交付をされるべき金額の一部について、地方が地方債を発行することによって補填し、その元利償還金相当額が後年度の普通交付税の基準財政需要額に算入をされるものになってまいります。今年度の市債発行額につきましては、(仮称)新生涯学習センター建設工事に伴います合併特例債などで、例年を上回る市債を当初予算に計上しておりました。加えて、この9月補正予算におきましても、御幸小学校の大規模改造工事や災害復旧事業に充てるため、地方債の追加計上をお願いしておるところでございます。

臨時財政対策債については、借り入れの有無にかかわらず、その元利償還金が後年度の基準財政需要額に全額算入をされますので、地方債の借入残高を抑制するため、今年度は臨時財政対策債の借り入れを行わず、不足をする分は財政調整基金を取り崩すことで対応をさせていただきたいと考えております。

同じく9目が災害復旧債、補正額3,720万円です。公共土木施設災害復旧事業債は、歳出予算11款2項1目で計上しました災害復旧工事に係る市債になります。

説明は以上になります。

○議長(櫛川 正男君) 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(櫛川 正男君) 質疑なしと認めます。これで13款諸支出金、14款予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第54号の質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長(櫛川 正男君) 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付をしております
議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時45分散会
